瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業公募要項

1 事業主旨

名古屋市では、大気環境改善、温室効果ガス排出削減に向けて、電気自動車等ゼロエミッション車の普及を進めています。

本事業では、瑞穂運動場(パロマ瑞穂スポーツパーク)で実施する、公共施設への普通充電設備設置に向けたモデル事業について事業者を募集するものです。なお、充電設備の設置及び運用にかかる費用は、事業者が負担するものとします。

2 募集内容

令和6年度及び令和7・8年度において、普通充電設備に関する提案及び設置・運用を 行う事業者を募集します。

なお、設置及び運用においては、本市及び整備運営PFI事業者(株式会社瑞穂LOOP-PFI) との連携を条件とします。

3 提案条件

(1) 提案内容

以下の条件を満たすモデル事業の提案を募集します。詳細については、別紙「仕様 書」のとおりとします。

- ア モデル事業実施場所は、瑞穂運動場(名古屋市瑞穂区山下通 5-4)駐車場とします。充電設備の設置期間は、市民への充電サービスの開始(利用開始)から8年間とします。
- イ 令和6年度は、普通充電設備(6kW以上、充電ケーブル搭載)を2~4 口程度設置 します。
- ウ 令和7・8年度は、普通充電設備(6kW以上、充電ケーブル搭載)を事業者の提案 設置数により設置します。

(2) 費用負担

ア 充電設備の設置費用

充電設備の本体及び工事費については、事業者の直接負担とします。

イ 運用費用及び電気料金

運用費用及び電気料金については、事業者の負担とします。電気料金の負担方法は、事業者の直接負担又は本市若しくは整備運営 PFI 事業者への後日還元のいずれかとします。

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者で構成されるその 共同体(以下、「グループ」という)とします。また、グループを結成して応募する場 合は、応募者すべての構成員が要件を満たしているものとします。個人(個人事業主 を除く)での応募は認めません。

- ア 本事業の趣旨を理解し、関係法令等を遵守するもの。
- イ 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定 する暴力団員(以下、「暴力団員」という)である者又は同条例第2条第1号に規 定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は同法令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、3 年経過しない者でないこと。
- エ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法又 は有限責任事業組合契約に関する法律によって設立された事業協同組合等におい ては、当該組合の組合員が本公募に参加しようとしないものであること。ただ し、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受け ている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記に関わ らず本公募に参加することができる。

(2) 失格規定

次に掲げる事項にいずれかの構成員が該当すれば応募資格を失うものとします。事業者決定後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該決定を取り消すものとします。

- ア 虚偽の内容で申請したもの
- イ 応募書類の提出後、(1)に規定する応募資格の要件を満たさないことが認められた もの
- ウ 選考の公平性に影響を与える行為をしたもの
- エ 公募要項に違反すると認められるもの
- オ その他不正な行為を行ったと認められるもの

5 現地確認、図面の閲覧及び質問の受付

(1) 現地確認

モデル事業実施場所となる瑞穂運動場において、設置予定場所確認の説明会を下記 の予定で実施します。

- ア 実施日 令和6年3月4日(月) 14時から
- イ 集合場所 瑞穂運動場 管理事務所前

現地確認への参加を希望する場合は、令和6年3月1日(金)17時までに「様式1現地確認参加希望届」を「11 問い合わせ先」へ電子メールで送付してください。

- ※ 送付後は提出先まで到達確認をすること。
- ※ 件名は「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業に関する現地確認参加希望(会社

名)」とすること。

※ 時間は現地確認参加希望届受付後に連絡をします。

(2) 図面の閲覧

単線結線図等の図面の閲覧は、随時、環境局大気環境対策課で行います。併せて、3 月4日の現地確認前(13時から)にも図面閲覧の時間を設けます。

図面は、カメラによる撮影を認めますが、写しの交付は原則行いません。

図面の閲覧を希望する場合は、閲覧を希望する日の2開庁日前までに、「11 問い合わせ先」へ電話又は電子メールで申し込みをしてください。土・日・祝日は図面の閲覧及び閲覧の受付を行うことは出来ません。

(3) 質問の受付

提案に関する質問は、「様式 2「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業」に係る質問票」の提出によるものとします。

- ア 提出先 「11 問い合わせ先」に同じ
- イ 受付期間 公募開始の日より令和6年3月11日(月) 正午必着
- ウ 提出方法 電子メール
 - ※ 送付後は提出先まで到達確認をすること。
 - ※ 件名は「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業に係る質問票(会 社 名)」とすること。
- エ 回答方法 随時、市公式ウェブサイト等で回答をお知らせします。
- オ その他 担当者以外への質問は行わないこと。

6 応募の手続き

(1) 応募書類の提出

ア 提出書類

- ① 誓約書(様式3)
- ② 会社概要(A4用紙、様式自由)

会社名、所在地、設立年月日、資本金、充電サービスに従事する従業員数及び組織図(パートナー企業等を含む)、特記事項等を記載すること

- ③ 登記簿謄本(本事業の公募開始日以降に交付されたもの)
- ④ 事業実績(様式4)
- ⑤ 企画提案書(様式5)

仕様書、評価基準を参考に企画提案書を作成すること。 企画提案書は20枚以内、図や写真等の挿入を可とする。

- イ 作成に当たっての注意事項
 - ① 正本 (1部) 及び副本 (6部) の合計 7部を作成し提出すること。併せて、副本の 電子データ (PDF) を電子メールにて送付すること。

- ② 正本は6(1)ア①~⑤を左綴じホッチキス留めとすること。
- ③ 副本は 6(1) ア②、④、⑤を左綴じクリップ留めとし、事業者名を黒塗りするなど、 事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。
- ウ 提出先 「11 問い合わせ先」に同じ
 - ※ 電子メール送付後は提出先まで到着確認をすること。
 - ※ 電子メールについては、件名を「瑞穂運動場充電設備設置のモデル 事業に関する企画提案書(会社名)」とすること。
- エ 提出方法 電子メール及び、郵送又は持参
- オ 提出期限 令和6年3月19日(火)17時必着(電子データ及び紙資料ともに)

7 審査及び事業者の選定

(1) 審査方法

応募者から提案された事業の内容について、別添1「評価基準」による項目ごとに総合的に評価を行います。評価にあたり、提案された事業の内容に関するプレゼンテーションを下記のとおり実施します。

ア 実施日 令和6年3月25日(月)午後

- イ 実施場所 中土木事務所第2研修室(名古屋市中区千代田一丁目5-8)
 - ※ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うこととします。
 - ※ 所要時間は各提案者 30 分(説明 10 分、質疑応答 20 分)を基本とします。
 - ※ 時間は応募書類受付後に連絡をします。

(2) 事業者の選定及び審査結果の通知

「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業評価委員」により、(1)による評価を行ったうえで、事業者を決定します。審査結果は、応募者全員に対して電子メールで行います。

8 協定の締結

事業者決定後、本市、整備運営 PFI 事業者及び事業者は、速やかに事業に関する協定 を締結します。協定の内容については、別添 2「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業 における協定書」を予定しております。

なお、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことが出来るものとします。

- (1) 応募資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
- (6) 市職員及び評価者の委員に対する不正な行為が認められたとき
- (7) 事業推進に必要な手続きを行わないとき

- (8) 本要項、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (9) そのほか、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

9 特記事項

- (1) すべての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 手続きに関する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (3) 提出期限までに応募書類を提出しない者は、選考に参加できないものとします。
- (4) 提出した企画提案書等に虚偽の内容が記載された場合、提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。
- (5) 提出書類の提出後において原則として、提出書類に記載された内容の変更・差替え・再提出を認めないものとします。
- (6) 企画提案書の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならないものとします。
- (7) 本市は、協定締結後の業務において、企画提案書の提案内容に拘束されないものと します。

10 全体のスケジュール

令和6年2月26日(月)	公募の開始
	質問の受付開始 (質問は随時回答)
令和6年3月4日(月)	現地説明会
令和6年3月11日(月)	質問票の受付締切
令和6年3月19日(火)	応募書類の提出締切
令和6年3月25日(月)	提案内容のプレゼンテーション・審査委員会の開催
令和6年4月初旬	協定の締結

11 問い合わせ先

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

所在地 : 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所東庁舎5階)

電話番号:052-972-2682

E-mail : a2682@kankyokyoku.city.nagoya. lg. jp